

(目的)

第1条 この要綱は、救命講習修了者常駐施設に対し認定制度を設け、市民や観光客が安心・安全に暮らせる環境を整備し、当該制度の認定を受けた事業所を活用した救護活動により、救命率向上につなげる体制を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 当該制度により認定し、表示マークに示す名称は、「救急ステーション」とする。外国人への周知のためとして、英字でPUBLIC AID STATIONと併記する。

2 名称について、「救急ステーション」の前に付加することができる。

(AED設置の推進)

第3条 市長はAEDの有効性を含め地域住民、観光客等に広報するとともに、AEDの普及、設置を推進しバイスタンダーの育成を促進する。(ホームページの活用等)

2 消防長は応急手当の円滑な実施により、安全で安心な観光都市を実現するため、自主救護拠点の設置を推進し、一定の条件を満たす施設、事業所に対し救急ステーションの認定証を交付することができる。

3 消防長は可能な限り、新規のAED設置事業所の把握に努めるものとする。

(認定の対象)

第4条 救急ステーションは、不特定多数の者が出入りする事業所等を対象とする。ただし、原則として病院や診療所等の医療機関はその対象としない。

2 その他、消防長が必要と認める場合においてはその対象とする。

(認定の基準)

第5条 救急ステーションの認定を受ける事業者等は、次の各号に掲げる基準のすべてに適合することを要件とする。

(1) 営業時間内において救命講習(救命入門コースを含む)修了者が常時駐在していること。

(2) 事業所内にAEDが設置されていること。

(3) 応急手当資機材を常備していること。

(4) 前2号に掲げる機器等の保守、管理が購入先事業者との連携の確認がとれている等、適切になされていること。

(5) 緊急時における応急救護体制が確立され、かつ、周辺住民、観光客に対しAED等の資機材を速やかに提供できるように周知されていること。

(6) 年1回以上、第11条に掲げる救護訓練又は救命講習(救命入門コースを含む)を実施していること。

(平25消本訓令2・一部改正)

(申請方法)

第6条 救急ステーションの認定を受けようとする事業者の代表者は、救急ステーション認定申請書(様式第1号)及び救命講習修了者名簿(様式第2号)、救護訓練計画書(様式第3号)をもって消防長へ申請するものとする。

(認定の審査)

第7条 消防長は救急ステーションの認定を希望する事業所等から申請を受けた場合、担当部署において適否の審査後、適切と認められた事業所等を認定するものとする。

2 消防長は前項において、救急ステーションとして適切と認めた事業所等に対し、救急ステーション認定証(以下「認定証」という。様式第4号)及び救急ステーション表示マーク(以下「表示マーク」という。様式第5号)を速やかに交付するものとする。

3 前項において、認定証及び表示マークの交付を受けた事業所等は、消防長に対し、救急ステーション認定証・表示マーク受領書(様式第6号)を速やかに提出するものとする。

4 事業所等が救急ステーションとして認定を受け、第10条に掲げる認定台帳に登録された時点をもって、当該事業所等を救急ステーション認定事業所(以下「認定事業所」という。)と呼ぶものとする。

5 消防長は事業所が計画する救護訓練に対し適切な指導と救護訓練にかかる資機材や人材を速やかに貸し出しそるものとする。

(認定の期間)

第8条 認定事業所の認定期間は、認定証交付日より3年間とする。

2 再認定を希望する認定事業所は、更新申請書(様式第7号)及び救命講習修了者名簿(様式第2号)により申請を行うものとし、適切と認められた場合には継続交付するものとする。

3 認定事業者は有効期間満了日を把握し、一か月前に消防長に申告するものとする。

(平25消本訓令2・一部改正)

(認定証及び表示マークの取扱)

第9条 認定証及び表示マークの交付を受けた認定事業所は、出入口等の公衆の目につきやすい場所に掲示するものとする。また、保守管理を含めた取り扱いについて、一切の責任を負うものとする。

2 認定事業所は、次の各号に該当する場合、認定証及び表示マークを速やかに消防本部へ返還しなくてはならない。

- (1) 認定証及び表示マークに汚損又は破損が生じた場合
- (2) 認定基準に適合しなくなった場合
- (3) その他、消防長が不適と認めた場合

(認定台帳)

第10条 救急ステーションの認定を受けた事業所等は、第5条に掲げる申請資料に基づき、認定事業所として、救急ステーション認定台帳(以下「認定台帳」という。様式第8号及び様式第8号一2)に登録するものとする。

(救護訓練又は救命講習)

第11条 認定事業所は、当該事業所等において年1回以上の救護訓練又は救命講習(救命入門コース)を実施するものとする。

2 前項で掲げる救護訓練を実施する際には、事前に救急ステーション救護訓練実施通知書(様式第9号)、救命講習申請書を消防長に対し提出するものとする。

(平25消本訓令2・一部改正)

(推進責任者の選任)

第12条 認定事業所は、当該事業所等の従業員の中から、適切な推進責任者を定めるものとする。また、推進責任者は救急ステーション認定申請書において、その氏名等の必要事項を明記するものとする。

2 推進責任者は、当該認定事業所の救命講習修了者に対し、定期的な再講習や救急訓練等を計画・実践し、当該認定事業所における応急救護体制の質の維持や技能の向上、機器等の保守点検の責務を負うものとする。

(その他)

第13条 その他の必要な事項については、消防長承認のもと、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年7月26日消本訓令第2号)

(施行期日)

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(平25消本訓令2・一部改正)

様式第1号(第6条関係)

救急ステーション認定申請書

宮古島市消防本部 消防長 様		年 月 日	
		事業所名	
		住 所	
		申請者名 <input type="checkbox"/>	
事 業 所 名	業種 名称		
所 在 地	〒 電 話 () F A X ()		
推 進 責 任 者	職名 氏名		
講 習 修 了 状 況	總職員数	修了者数 (入門)(普通Ⅰ)(普通Ⅱ)(上級)(普及員) 合計	受 講 率
			%
A E D 設 置 台 数	台	設 置 場 所	
特 記 事 項			

※ 申 請 確 認	確認年月日 部署・役職 階級・氏名	年 月 日
--------------	-------------------------	-------

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4番とします。
- 2 ※部分については、記載しないでください。
- 3 修了者名簿、救護訓練計画書を添えて計2部以上で提出してください。

様式第2号(第6条・第8条関係)

様式第2号(第6条・第8条関係)

救命講習修了者名簿

番号	氏名	講習種別	修了番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			

番号	氏名	講習種別	修了番号
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			
98			
99			
100			

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

救護訓練計画書

事業所名			
認定番号	第号	認定年月日	年月日
従業員数	人	講習修了者総数	人
担当内容	部署名	方法	
119番通報			
救急車誘導			
救急隊員誘導	実施者氏名	実施内容(詳細)	
救急蘇生法等実施者名及び実施内容(詳細)			
搬送経路及び救急車停車位置	※ 簡単な図面等を添付し、位置等を示すこと(別紙)		
備考			

※ 本表空欄に記載できない内容がある場合は、別紙を用いて添付すること。

※ 119番通報者とは、救急事故案の概要及び詳細を通報する(できる)ものを指す。

※ 救急車誘導者とは、119番通報者等からの連絡を受け、救急車の停車場所を速やかに確保・誘導できるものを指す。

※ 救急隊員誘導者とは、119番通報者等から連絡を受け、救急車の停車場所に待機し、傷病者が発生している場所へ速やかに救急隊員を誘導できるものを指す(救急車誘導担当者が兼ねることも可とする)。

第 号

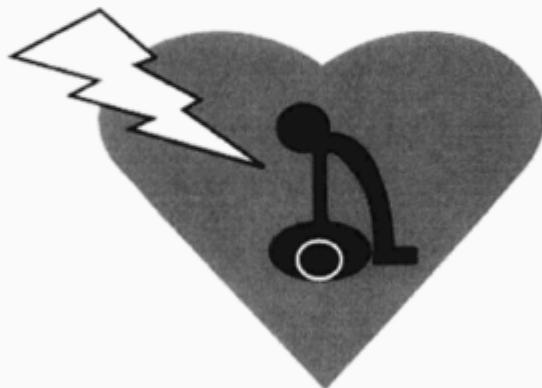
救急ステーション認定証



年 月 日

宮古島市消防本部 消防長

様式第5号(第7条関係)



ここには、
AED
が設置されています。

沖縄県消防長会
宮古島市消防本部

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

年　月　日

救急ステーション認定証・表示マーク受領書

宮古島市消防本部
消防長　　様

私は、下記の記載内容に相違なく、救急ステーションの認定を受けましたので、事業所において認定証及び表示マークを掲示します。

また、認定制度に関する実施要綱を遵守することを誓約します。

事業所名
住所
申請者名　印
推進責任者名　印

※ 受領確認者	確認年月日 部署・役職 階級・氏名	年　月　日
------------	-------------------------	-------

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とします。
- 2 ※部分については、記載しないでください。
- 3 本表記載内容(申請書と同じ)に変更が生じた場合には、遅滞なく報告してください。

様式第7号(第8条関係)

(平25消本訓令2・一部改正)

様式第7号(第8条関係)

救急ステーション認定申請書(更新)

		年　月　日
宮古島市消防本部 消防長　　様		
		認定番号 事業所名 住　所 申請者名
事　業　所　名	業種 名称	
所　在　地	〒 電　話　(　　) F A X　(　　)	
推　進　責　任　者	職名 氏名	
講習修了状況	総職員数 合計	修了者数 (入門)(普通Ⅰ)(普通Ⅱ)(上級)(普及員)
		受講率 %
AED設置台数	台	設置場所
特　記　事　項		

※ 申　請　確　認	確認年月日 部署・役職 階級・氏名	年　月　日
		㊞

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とします。
- 2 ※部分については、記載しないでください。
- 3 修了者名簿、救護訓練計画書を添えて計2部以上で提出してください。
- 4 認定満了期間の一ヶ月前には提出してください。

様式第8号(第10条関係)

救急ステーション認定台帳

認定番号	第 号			認定年月日	年 月 日	
事業所名	業種 名称			所在 地	〒 電話 FAX	
申請者	職名 氏名			推進責任者	職名 氏名	
従業員数	総 数	修了者数	比 率	A E D 設 置	台数 場所	
更新(継続交付)年月日				再交付年月日		認定番号
年 月 日				年 月 日	第 号	
年 月 日				年 月 日	第 号	
年 月 日				年 月 日	第 号	
年 月 日				年 月 日	第 号	
年 月 日				年 月 日	第 号	
特記事項						
備考						

申請確認者	年 月 日 部署・役職 階級・氏名	年 月 日
受領確認者	年 月 日 部署・役職 階級・氏名	年 月 日

様式第8号—2(第10条関係)

様式第8号—2(第10条関係)

救急ステーション認定事業所等 一覧

様式第9号(第11条関係)

様式第9号(第11条関係)

救急ステーション救護訓練実施通知書

事業所名						
認定番号	第 号	訓練実施年月日		年 月 日		
従業員数	人	講習修了者総数		人		
訓練参加者数	人	うち、講習修了者数		人		
訓練内容	部署名	氏 名		備考		
119番通報						
救急車誘導						
救急隊員誘導						
救護訓練 参加者名 簿	番号	講習種別	氏 名	修了証番号	部署名	備考
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
20						
搬送経路及び救急車停車位置		※ 図面等を添付し位置等を示すこと				
備 考						

※ 本表空欄に記載できない内容がある場合は、別紙を用いて添付すること。

※ 119番通報者とは、救急事故案の概要及び詳細を通報する(できる)ものを指す。

※ 救急車誘導者とは、119番通報者等からの連絡を受け、救急車の停車場所を速やかに確保・誘導できるものを指す。

※ 救急隊員誘導者とは、119番通報者等から連絡を受け、救急車の停車場所に待機し、傷病者の発生場所へ速やかに救急隊員を誘導できるものを指す(救急車誘導担当者が兼ねることも可とする)。

救護訓練計画書

1 目的

この計画書は、救急ステーション実施要綱に基づき、適切な応急救護体制の確立及び救急蘇生法などの質の向上を目的とし、作成するものである。

2 認定事業所の責務

- (1) 救急蘇生法などの正しい知識や技術の指導に努める。
- (2) 救急事案発生時には、本計画書に基づき、適切な行動に努める。

3 計画書の作成

本計画書は、当該認定事業所の推進責任者において作成するものとする。

また、本計画書を作成した場合(変更も含む)、当該事業所において、周知徹底を図るものとする。

4 計画書等の保管

申請に係わる関係書類等を含め、関連する資料は一括して保管することとする。

5 救護訓練

認定事業所は、本計画書に基づき、年1回以上の救護訓練を実施することとする。

認定事業所は、本計画書に基づき、救命講習修了者に再講習を受講させることとする。

6 その他

本計画書は、救急ステーションと認定を受けた期日から施行する。